

JILPT 資料シリーズ

No.54 2009年3月

職業分類の改訂に関する研究Ⅰ -細分類項目の見直しを中心にして-



独立行政法人 労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

職業分類の改訂に関する研究 I

— 細分類項目の見直しを中心にして —

ま え が き

職業分類が公共職業安定機関の職業紹介業務に不可欠な実務用具であることは、あまり知られていない。求職者が職業別の求人検索を行うとき、ハローワーク・地方労働局が管内労働市場の動向に関する職業別の統計資料を作成するときなどに使われるデータは、ハローワークで受理した求人票の職種情報と求職票の希望する仕事情報がもとになっている。この求人職種と希望職種を確定するときに使われているのが職業分類である。職業の分類が適切に行われていないとハローワークの業務効率を低下させるだけでなく、求職者も求人検索において不利益を被ることになりかねない。このため産業や職業構造の変化に応じて職業分類を改訂することが求められる。

労働政策研究・研修機構では、厚生労働省から職業分類の改訂に関する研究の要請を受けて2007年度から4年計画で職業分類の改訂を進めている。今回は、1999年に職業安定法が改正され、官民共通の職業分類の作成が規定された後の初めての改訂であることから、1年目の昨年度は職業分類の共有化について問題と課題を整理し、官民協力の可能性について検討を行った。2年目の今年度と3年目の来年度の2年間は職業分類表の改訂作業にあてている。最終年の4年目には職業名索引の改訂を計画している。

今年度の改訂作業の課題は、細分類項目の見直しである。現行の細分類レベルに設定されている2167項目を全面的に見直して、約990項目に整理した。今回の見直しは大幅であるが故に遺漏や誤謬が懸念される。不備な点があれば、懇篤な叱正を仰望する次第である。

2009年3月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 稲 上 毅

執筆・編集担当者

西澤 弘 労働政策研究・研修機構主任研究員

目 次

第1章 研究の概要

1 改訂作業の工程	1
2 細分類項目の見直し	2
3 本報告の構成	4

第2章 職業分類を取り巻く環境

1 3つの制約条件	5
2 職業紹介業務と職業分類	6
3 制約条件としての日本標準職業分類	9

第3章 細分類項目の見直し

1 基本方針	11
2 大分類 A 専門的技術的職業	15
3 大分類 B 管理的職業	60
4 大分類 C 事務的職業	68
5 大分類 D 販売の職業	84
6 大分類 E サービスの職業	98
7 大分類 F 保安の職業	112
8 大分類 G 農林漁業の職業	118
9 大分類 H 運輸・通信の職業	127
10 大分類 I 生産工程・労務の職業	137
11 残された課題	225

附属資料

資料1 職業分類の改訂作業に関する工程表	229
資料2 職業分類改訂委員会設置要綱	230
資料3 改訂の基本方針	231

